

新

旧

議案第 94 号 所沢市行政組織条例の一部を改正する条例

(部等の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の表の左欄に掲げる部を置き、その所掌事務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

部	所掌事務
略	略
市民部	<u>1 コミュニティの推進に関すること。</u> <u>2 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u> <u>3 市民相談に関すること。</u> <u>4 広聴に関すること。</u> <u>5 情報公開及び個人情報保護に関すること。</u> <u>6 消費生活に関すること。</u> <u>7 計量に関すること。</u> <u>8 国民健康保険に関すること。</u> <u>9 国民年金に関すること。</u> <u>10 交通安全に関すること。</u>
産業経済部	<u>1 産業の振興に関すること。</u> <u>2 商業に関すること。</u> <u>3 工業に関すること。</u> <u>4 農業に関すること。</u> <u>5 観光に関すること。</u> <u>6 勤労者に関すること。</u>
略	略

2 略

(部等の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、市長の権限に属する事務を分掌させるため、次の表の左欄に掲げる部を置き、その所掌事務は、同表の右欄に掲げるとおりとする。

部	所掌事務
略	略
市民経済部	<u>1 コミュニティの推進に関すること。</u> <u>2 戸籍及び住民基本台帳に関すること。</u> <u>3 市民相談に関すること。</u> <u>4 広聴に関すること。</u> <u>5 情報公開及び個人情報保護に関すること。</u> <u>6 消費生活に関すること。</u> <u>7 計量に関すること。</u> <u>8 国民健康保険に関すること。</u> <u>9 国民年金に関すること。</u> <u>10 交通安全に関すること。</u> <u>11 商工業及び観光に関すること。</u> <u>12 勤労者の福利厚生に関すること。</u> <u>13 農業及び畜産に関すること。</u>
略	略

2 略